

令和 6 年度

新潟市内部統制評価報告書

審査意見書

新 潟 市 監 査 委 員

令和 6 年度新潟市内部統制評価報告書 審査意見

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第 2 審査の種類

地方自治法第150条第5項に基づく審査

第 3 審査の対象

令和6年度新潟市内部統制評価報告書

第 4 審査の着眼点

- 1 評価手続に係る記載の審査
 - （1）市長が評価手続に沿って適切に評価を実施したか
 - （2）市長が過不足なく不備を把握したか
- 2 評価結果に係る記載の審査
 - （1）市長が把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行ったか
 - （2）市長が把握した整備上の重大な不備について、評価基準日までに是正したか

第 5 審査の主な実施内容

- 1 審査に当たっての共通事項
 - （1）内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の閲覧及び関係職員に対する質問等
 - （2）「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づくとともに、その他の監査等において得られた知見の活用
- 2 評価手続に係る記載の審査
 - （1）全庁的な内部統制について、市長が設定した評価項目が合理的か、市長の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているかなどの検証
 - （2）業務レベルの内部統制について、市長が方針に定めた内部統制対象事務が不足なく評

価対象に含まれているか、市長による重点リスクの選定や対応策が合理的か、各部局での自己評価と内部統制評価部局の独立的評価を組み合わせ有効性の評価を実施しているかなどの検証

3 評価結果に係る記載の審査

(1) 市長が重大な不備に当たるとした不備について、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、市民等に対し、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものを過不足なく記載しているかの検証

(2) 整備上の重大な不備があった場合、是正措置が評価基準日までに行われたか、また、実施された是正措置について市長の評価が適切であるかの検証

第6 審査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局執務室等

2 実施日程

令和7年6月9日から令和7年8月27日まで

第7 審査の結果

令和6年度新潟市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認めた。なお、定期監査等において得られた知見を活用し、まとめとして下記のとおり記載する。

1 本市の内部統制の現状について

内部統制制度が導入されてから5年が経過し、各所属においてはP D C Aサイクルに基づく整備及び運用の取組が進められている。当年度の報告書では、依然として運用面において重大な不備が存在し、また、不注意やチェック機能の不全が発生原因となる不備が前年度より増加するなど、一部の所属では制度が十分に機能していない実態が見受けられた。

令和6年度の定期監査においても、法令等に違反し、又は不当と認められ、その程度が著しい又は重大であると監査委員が判断した指摘事項は、過去最多の10件に上った。中でも、行政財産の貸付等に係る光熱水費実費相当額の徴収金額を誤っていた2件の指摘事項については、令和2年度の定期監査において同様の誤りが既に他の所属において指摘され、制度所管課からも全所属に対して注意喚起の通知が発出されていたにもかかわらず、今回指摘を受けた所属内では検証や是正がなされず、誤った事務処理が継続されていたものであった。

これは、内部統制のP D C Aサイクルの「C h e c k」にあたる「内部統制が有効に機能していたかどうかの継続的な評価」がされていなかった結果であり、他の所属で発生した問題事案は、自らの所属におけるリスク評価の見直しにとって極めて重要であるにもかかわらず、それに対して十分な関心が払われていなかったことをうかがわせるものである。さらに、当該所属では、モニタリングの結果を踏まえた改善（A c t i o n）も、統制環境を基盤としてリスク評価を実施し、対応策を決定すること（P l a n）も不十分であった。

すなわち本市全体をみると、P D C Aサイクルが一部機能していなかったとの懸念がある。

2 全庁一体となった取組の推進を

上記の事案は、個々の所属の問題にとどまらず、組織全体における情報共有のあり方や、内部統制に対する職員一人一人の当事者意識の欠如が根本的な要因と考えられる。内部統制は、一部の職員や所属長のみの取組に終始するのではなく、すべての職員が共通の認識を持って主体的に参画することが不可欠である。

内部統制推進部局及び評価部局においては、これまで一部の事例のみ情報共有をしていた事務誤りについて、令和7年度から、すべての事例を職員ポータルに掲示することとした。これは必要な改善であるといえ、そのこと自体は評価できるが、そのみで安心して良いのかについても注意を払うべきである。なぜなら、内部統制において肝要な点は、事務を担当す

る職員一人一人が内部統制制度の真の意義を認識し、事務処理に潜むリスクに目を向けて、統制活動に取り組むことで、組織と職員の業務が効率的かつ効果的に遂行され、安心して働くことができる職場環境を構築することにあるからである。

その意味で、事務誤りの情報を共有するにあたっては、単なる掲示にとどまらず、受け手であるすべての職員に適切に認識される効果的な方法を検討し取り組むとともに、そうした情報が職員の意識醸成につながっているかを継続的に検証し、内部統制の実効性を確保するよう努められたい。

また、多発する事務誤りの要因の一つとして、業務の多様化や複雑化があげられるが、その解消に資するデジタルツールの活用や、業務プロセスの見直しによる効率化が図られるような支援を行うことにも努められたい。

これまで内部統制の対象事務は、地方自治法第150条第1項第1号に規定する「財務に関する事務」のみであったが、令和7年度から同法同条同項第2号に規定する市長が認めるものとして「個人情報に関する事務」が加わった。個人情報に関する事務誤りが増加し、過去には、DV被害者の個人情報漏洩という、重大な人権侵害に結びつきかねず、ときには人命にさえも関わりかねない事務誤りが発生している。個人情報に関する事務誤りは、被害者の日常生活の安寧に多大な影響を及ぼし、その回復も容易ではないため、対策強化が望まれている。このような状況に鑑みると、内部統制の対象事務を拡大する対応は適切であり、情報管理の側面でも内部統制の取組が一層重要性を増したといえる。

市長が内部統制に関する方針において掲げる「公務能率を高め、適正な事務を執行する組織へと改革し、信頼される行政運営の確立に取り組む」ことを実現するためにも、内部統制の適切な整備及び運用について、これからも不断の見直しを行い、全庁一体となった取組を推進するよう求めるものである。